

## 国土交通省「こどもみらい住宅支援事業」に関する案内

日頃より組合活動にご協力いただき有難うございます。支援事業の事前登録に関するお知らせです。

### こどもみらい住宅支援事業 事業者登録お済ですか？

昨年末に国土交通省から発表になりました「こどもみらい住宅支援事業」が始まります。  
子育て世帯や若者夫婦世帯に手厚く、新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助する事業になりますが、規定のリフォームをされた方は世帯を問わず補助の対象になります。(特に下記①～③の必須工事を行うと空清付きエアコンの設置に対する補助もあります。)

**但し、申請手続き、補助金の受取と一般消費者への還元は『工事請負業者』が行う事になり、その為には事前に事業者登録が必要になります。**  
(工事請負業者 = ご販売店様になります。また、登録前の着工は無効です。)

	<b>住宅のリフォーム</b>	事業者登録が必要になります。
申請者	施工業者 (工事請負業者)	
要件	世帯を問わず対象工事を行うリフォーム	④は浴室乾燥機やビルトイン食洗機など
	1申請当たりの合計補助額が5万円以上	
	【必須工事】	
【任意工事】	④子育て対応改修 ⑤耐震改修 ⑥バリアフリー改修 ⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入	⑦東芝エアコンはH-DR,H-DT,H-RS,H-R,H-P,DRNE 全て対象機種になりました。
補助対象期間	① 工事請負契約 令和3年11月26日～令和4年10月31日までに工事請負契約を締結したもの ② 工事の実施 事業者登録を行った後に工事着工し、 令和4年10月31日までに工事が完成するもの <small>※工事請負契約後に行われる工事であること</small>	

上記①～⑧に該当するリフォーム工事等が補助金の対象となります。  
ただし、④～⑧については、①～③のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象となります。  
また、申請する補助額の合計が5万円未満の工事は補助の対象になりません。

その他、補助額の詳細などは

国土交通省のホームページをご確認ください。

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

お問い合わせ窓口:

こどもみらい住宅支援事業事務局 0570-033-522



工種の内容や属性に応じて  
5万円～最大 60万円

**現在事業者登録が開始されております。  
是非、登録をお済ませ下さい。**

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/entry/>

尚、本事業の手続きはすべてWEBシステムで行われます。(インターネット環境が必要です)